

第10回子ども・子育て会議 議事概要

日 時：令和2年1月28日（火）10：00～11：50

場 所：和歌山県自治会館 3階 304会議室

参加委員：森下委員（会長）、松本委員（副会長）、岡委員、川原委員、村田委員、
森田委員、山本委員、濱地専門委員

（欠 席）城谷委員、松下委員、林専門委員

事務局等：小峰課長、橋本（典）班長、田甫班長、大久保班長、安居主任、三木主査、文
化学術課 関本班長、障害福祉課 西岡班長、医務課 南主事、健康推進課 尾崎
班長、労働政策課 岡本副課長、義務教育課 山口主幹

子ども未来課長 あいさつ

議題1 直近の状況について

会 長

2時間ほどの時間になりますが、皆様の活発なご議論をいただければと思います。

まず、第9回会議以降の状況について把握したいと考えますので、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

事務局

- ・資料1-1「各市町村の出生数の推移」
 - ・資料1-2「子ども・子育て支援法関連の状況について」
 - ・資料1-3「令和元年10月以降の紀州っ子いっぱいサポート等実施状況について」
- に基づき説明

会 長

ただいまの事務局の説明に対して、ご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか？
（特になし）

なければ、次の議事に移りたいと思います。

議題2 「紀州っ子健やかプラン2020（案）」について

会 長

事務局から説明いただきたいと思いますが、様々な内容が含まれますので、区切りながら進めていきたいと思っています。

まずは、教育・保育の確保に関わる第2部第1章の26ページまでご説明をお願いします。

事務局

- ・資料2-1「紀州っ子健やかプラン2020（案）」
 - ・資料2-2「教育・保育の量の確保状況及び教育・保育を行う者の確保について」
 - ・資料2-3「地域子ども・子育て支援事業の実施予定市町村と県目標値について」
- に基づき説明

会長

ただいまの事務局の説明に対して、ご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか？

委員

保育の量確保とそれに必要な人材の確保ということで、いろいろ検討して計画を作っていると思いますが、実際のところ県がどのように捉えられているのか確認したいのが、待機児童数を自治体がどのように挙げられているかということ。いくつかの自治体と関わっていて、お母さんからも話をきくのですが、「じゃあそれは待機じゃなくていいですか」という確認をしているようなところが結構ある。自治体でかなり違うようですが、本来はあってはいけないことだと思いますが、例えばこの地域で預けたかったけど預けられなかった場合で、他の地域では預けられる場所があったときに、送迎が難しいと伝えると、「それでは待機児童じゃないということで、ここの書類に書いて下さい。」という形で、待機児童としては挙げてないんです。でも待機児童ですよ。「空きがあったときにお声がかかるんですか。」と言ったら「それは無い」と。おじいちゃん、おばあちゃんなりが何とか工面して、お仕事をやめたりして見ているという状況。担当者の意識によってかなり違うんです。実際に本当の待機児童数が挙がっているのかどうかと、地域で支援する者としてすごく不安を感じているのですが、基準や確認というのはどのようにされているのでしょうか

事務局

待機児童数の報告というのは市町村から県を通じて国に報告していて、一応国から基準的なものが示されています。例えば、今お話しが出たような案件だと、市町村内でいくつかの保育園や認定こども園があった場合に、A園という特定の園にこだわって希望されていて、尚且つ、そこと近い距離で、20～30分程度で通えるB園が空いている場合は、その人については待機児童にはカウントしないというような整理になっています。そのご家庭はあくまでもA園を希望していて、実際は待っておられるんですけど、その場合は待機児童からは外してくださいというような整理でカウントされているのが実情になります

す。

委員

ちょっと踏み込んだ話になりますが、ある自治体で一度待機児童が出た。たった一人だったみたいですが、その報告がものすごい大変な報告になった。県を通じた国への報告だと思うんですけど、もう大変だったと、だからもう待機児童という数字は作りたくないとはっきり仰っていた方がいる市町村が、一か所ではなく数か所あるんですね。そこにどんな事実があるのか、そこまでは聞けなかったのですが、それは、しっかり「そうではない形」でやっていただかないといけないと思います。

事務局

待機児童の数字を把握した場合に、県としてはどうしても原因をつかみたい。でないと次の対策が考えられないので。待機児童が発生している原因が施設の受け皿不足なのか、そもそも保育士の人材不足なのか、もし保育士の人材不足であれば、それは慢性的にそのエリアで保育士が足りていないのか、それとも勤務条件の問題で確保できないのか、どこに原因があるのか我々も把握したいので、当然ながらその場合発生した市町村に対してヒアリングというか実情を聞きにいきます。電話だけじゃなくて現場に出向いて、どうしてこういう風な状況になっていますかと聞きます。そして、それに対する市町村の取組で、県としても、もっとこうしてほしいと思われる点が見つかったら、ぜひ改善してほしいということを何回も働きかけるのは確かです。その点がちょっと市町村に負担と感じられているのかもしれないのですが、その点については県としてもやっぱり継続してやっていかないといけないと感じていますので、取り組みつつ、変な方向に市町村が受け止められないように気を付けていきたいと思っています。

委員

企業型保育についてお聞きしたい。和歌山市が書かれているが、もともと子ども・子育て会議が始まったときに、企業型保育のカウントというのは全然含まれていなくて、昨年10月の無償化以降、いろいろな形で出てきたというのがあると思います。企業型保育の数字を、市町村によっては把握してないものですから。認可になってから分かる。私も和歌山市の子ども・子育て会議の委員になっていますが、全然ベースに出てきてなくて、急遽出てくるというのが実態なんです。0、1歳の待機児童が多いという問題は我々も把握しているが、特に企業保育に特化すると3歳になると待機児童で挙がってくるんです。保育所なら0から段階的に上がっていくからいいんですけど、3歳になったとたんに増える。今年企業型保育が3年目になるが、3歳になったので突然保育の必要性がなくなるということはないと思うので、今年の4月、どの程度3歳の待機児童がでるのかとと思っているんですけど、当然どっかへ吸収されると思うんですけど、でもこういう形でしたときに全然

数字で挙がってなくて、急に4月に待機児童3歳児が多くなったねという形が考えられる。企業主導型がどうのこうのということではなくて、国のやってることも仕方ないんだけど、制度が同じになるのであれば同じカウントをしていかないと、違っていて実際困るのはお父さんとかお母さん。我々のところに来られている方のご意見を聞いても企業主導型保育には行かないんですよ。なんでいかないのと聞くと、「3歳になったらこの保育所に入れてくれるんですか」と言うわけなんです。その通りであって3歳で急に行きたいと言われても、もともと0、1からずっと来られている方がいらっしゃるわけですから、当然空きがない。こういうことになる。5年間ずっと同じような数字が和歌山市から挙がってるんですけど、私はもっと多いと思っている。聞いてるだけでも結構多かったので、その辺との差っていうのはどうなのでしょう。

事務局

詳しく聞いたわけではないですが、ここに書かれている数は定員とかを基準に書かれていて、おっしゃっているのは、企業主導型保育のところ、3号でだいたい50人くらいいらっしゃる方が2号になると8人になってくるというところの差の部分ですよ。そこまで考えているのかわからないというのはその通りだと思います。ただこの表で見ると、2号の中での確保で、量の見込みより多い4,923人分を保育所等々で確保できるという見込みがあって、量の見込みにプラスして、ここに出てこない人たちの数字があるというのを多分仰ってると思いますが、和歌山市の方にもこういった意見があったことはお伝えはしますが、私たちもそこまで把握はできていないのが実情です。

和歌山市の場合は、4,923人確保するといっても地域が広いために、近くに入るところがなくて待機児童になる方もいるというのが実情というところもあるので、そういったところも含めて、市の中での組み換えというか、そういったことが必要になってくるのかなというのは担当も認識はしてるとは思いますが。

委員

一応国の方も、待機児童の一元化というか、待機児童っていうのはこういうことですよという示されたので、市町村間の異差っていうのはなくなってきたとは思いますが、しかし、和歌山市では第5希望までとってですよ、1つしか書いてない親御さんもいらっしゃるが、5つまで書いてその中に入ったら待機児童じゃないと話をされるんですよ。市町村それぞれの考えはあるんだけど、実質書いていくのか、いかないのかというとり方自体も市町村に任せると、先ほどお話しがあったとおり、待機児童をなくすために第5希望まで書いてどっかその中でという形になる。これは公立と私立の問題にもなるんですけども、例えば、公立の幼稚園なんかもう全然入る必要がなくて、たぶん4月になったら相当数減ると思うんですよ。お父さん、お母さん方が今選択の時代に入って、幼児教育・保育の無償化によって一気に10月から（私立の）入所希望の児童が増えているんですよ。

そして4月から（私立に）入所したいという方もいる。そうするとはたして今ここで議論されている待機児童というのは本当に的確な数字なのか。それに基づいた保育士さんの需要も書かれているが、とてもじゃないですけど現場ではとにかく足りないような状況。年齢で0歳が3人に1人とか1歳なら6人に1人とかっているカウントする以前に相当数が実態に合わないぐらい、いろんなことができない状況になっているのが現実なんです。子供の数は減っていくだろうなというのは誰も分かっているのですが、無償化などいろいろな制度が変わったことによって、元々のカウントしていたことが根底から覆るぐらいの大きな変更が出ているというのが去年、今年だと思う。選択肢が多くなるからいいことなんですけど、施設の数のカウントがあっても、行かない施設と行く施設があまりにもはっきりしてきている。なぜそうなるのかなと思うんですけど、結局保育料の問題なのかなと。人間の心理として、保育料は公立の幼稚園が安くて、民間の場合は23,000円くらい、公立は6,200円だとすると、同じ無償化だったら民間にいった方がいいのかと思ってしまっているのではないかと。普通であれば公立の幼稚園も行くはずなんですけど、公立の幼稚園は集団教育できないぐらいの状況に今年の4月からなっていくのではないかと。非常に統計がしにくい。待機児童は非常に難しいし、その通り市町村もしないし、数字と実態とがかけ離れているという現状を考慮する必要があると思う。

事務局

企業主導型保育のことで少し補足させていただきます。3歳未満児だけという話がありましたが、企業主導型保育事業はその上の年齢までも設置しようと思えばできるんです。ただ、現実的に今不足しているのは3歳未満ということで、ほとんどの県内の企業主導型が3歳未満児を対象に設置されているという実情です。需要や供給については、なかなか行政側が把握しにくい面がある事業でして、普通の保育所や認定こども園であれば、市町村を通じて利用申し込みして、市町村が利用調整に関わっていくので、その動向というのは当然ながら市町村で把握できるんですけど、企業主導型は直接住民の方が園に申し込まれていってしまうので、その動向が把握しにくいという制度の作りになっています。市町村が関わらないので迅速に子供を受け入れられるメリットがあるということで内閣府が数年前に強力に推進を始めた事業ではあるのですが、皆さんもご存じのとおり新聞、テレビで企業主導型のいろんな問題も表沙汰になってきていて、改善していかなければならないということで、地方自治体とも連携していかなければならないという観点で今大きく見直しされている過渡期にあります。また、市町村が今後の見込みを見込みにくい理由がもう一つあって、今年度の新たな施設の申し込みの募集というのがまだ始まっていないんです。国で見直しをかけていて、今後どういうふうなあり方になるのかがまだ見えてきてないという点で、なかなか過渡期にあって見込みにくいということを報告させていただきます。

委員

企業主導型は県内でもかなり増えてきていると思います。先ほどの紀の川市の病児保育も企業主導型ですよね。ただ、住民の方に聞いても実際にはあんまり機能していない。ファミリー・サポート・センターも企業主導型との連携が必要だということで、話し合いを今詰めているような状態なんですけど、一応届け出が必要なので、市町村は企業主導型についてはある程度把握はしているのではないですか。

事務局

制度上は認可外保育施設になり、和歌山県の場合は施設としての届け出は市町村で受理しているので、どこでどういった施設が、どんな子供たちを対象にどんなキャパシティで開設したという情報は持っています。

委員

うちの団体も考えていた時期があるのですが、3歳以降はどうするのかということをおお程度計画をして、地域内の保育園や幼稚園と連携を図っていくことというのが大前提としてあって、企業主導型をはじめるときには、計画の中に入れていくようにというのがおあると思います。企業主導型の場合は施設を建てるのでまだわかりやすいかと思うのですが、他の子ども・子育て会議でも出たのですが、一時保育にどこの自治体も困っているんです。ファミリー・サポート・センターをされていて思うのは、急にお母さんが病気になって、全くの核家族で保育園にも入れていない未就園児の子が2人もいる場合に、どこが預かって、どういうケアをしていくのか。ショートステイしかないとなると、一般の家庭からするとものすごくハードルが高いんですよ。養護施設にショートステイの委託をしている自治体が多いし、乳児院、ファミリーホームも県内にわずかししか開設されていないので、実体としてはすごく難しいんですね。保育所の一時保育は本当に機能していないんですよ。おそらく、それ以外の普通の預かりの子供たちで手が回っていないような状態なのかなと私たちは推測しているんですけども、一応一時保育の枠を持っている保育園はあるんですが、今まで受けてもらったことが一度もないんですね、すべて断られるんです、いっぱいですと、どういう状況でいっぱいなのかよくわからないんです、実際に保育園が別のルートで預かってらっしゃる場合もあるのかとは思いますが、保護者の方に聞いてみますとなかなか一時保育は預かってもらいにくいという状況で、一時保育は必要なんです。ファミリー・サポートでは、費用がかかるので、なかなかそこまで手が回らない。そういったときに家庭的保育という事業も、企業主導型と同時に、かなり増えていっていると思うんですけど、そのあたりの数字は県で把握していますか。

事務局

家庭的保育事業は、県内では今のところゼロです。

委員

今後は可能性はありますよね、あれは登録がなくてもできるのでしょうか。

事務局

家庭的保育事業も認可の中の家庭的保育事業というのは当然ながら行政への手続き必要になってきますし、基準も定められているものに従って実施していただかないといけないです。

会長

他に意見はないですか。なければ、今出た意見を検討しながら見直しや検討を進めていただければと思いますのでよろしくお願いします。

次に移りたいと思います。ここからは子育て環境に関わる部分ですので、第2部第3章まで説明をよろしくお願いします。

事務局

- ・資料2-1「紀州っ子健やかプラン2020（案）」
- ・資料2-4「次世代育成支援法関係資料」

に基づき説明

会長

ただ今の事務局の説明に関して、ご意見、質問のある方はございますか。

委員

地域の子育て環境の充実ということで、こども食堂だけでなく学習支援ボランティアの推進など、支援の幅を広げて頂けるのは大変ありがたいです。

特に学習支援に関しては、実際に和歌山信愛大学ではボランティア実習の授業に組み込んで、多くの学生を送りだしてくれていますし、高校でも校外でのボランティア活動を先生が推奨してくれて、こども食堂や学習支援に手伝いに来てくれている例を聞いています。教育者の方がボランティア活動を推奨したり、企業の方もそういう学生さんを就職に繋げたり、社会貢献として地域の子育て環境の支援に目を向けて頂ければと思います。

子どもを巡る状況に関して、不登校の子など難しい状況が増えていると思います。家庭、学校に続く居場所として、また学校に行けない子どもの学習の遅れを取り戻す活動など、今後ますます必要になってくると感じていますので、どうぞよろしくお願い致します。

次に、親子で楽しめるイベントを続々と開催して下さっているのは素晴らしいことだと思いますが、高齢者も含めた取り組みができないかということです。今や県内の3人に1人は65歳以上ですし、要介護率が全国ワーストだとか高齢者福祉の現状も厳しいものがあ

ります。私が携わっている子ども食堂の現場では70代80代の女性の方が自転車で1時間かけて手伝いに来てくれますが、子供の為に何かしたいという強い思いがあるからだと思えます。高齢者の方も体操クラブなど通して自身の健康維持に努めておられる方が多くいますが、子供と触れ合う場所がないだけで子どもの為に何かしたいと思っている方は多くおられる。地域には色々な人がいるのですから、互いに交流できる場が少なくなってきている現在、あらゆる人が繋がる地域共生の姿を実現する上でも、子供というのは人と人を繋げる力を持った存在です。そのような視点でもって子育てを社会全体で関わっていく空気を醸成できたらと思います。

最後に男性の育児参加については、会社の上立つ人で育児中の方であれば育休を積極的に取ってもらう、上司の方も育休を取る部下に対して応援する姿勢を見せるのが効果的だと思います。お父さん参加型イベントの開催はいいのですが、一過性に終わってしまわないように、引き続き男性の育児参加の流れを大きくしていくことに努めて頂ければと思います。

事務局

先ほどのイベントで高齢者という話ですけど、子育て支援団体等と書かせていただいたのはその思いも込めてます。ただ、高齢者さんが積極的に関わってってくれるのはいいんですけど、うちの視点としては高齢者の生きがい対策というつもりはないです。子供たちのために働いていただける、頑張ってもらえる高齢者さんと一緒にやっていくという風な視点でして、岩出市にはそういうことを自分でされてたりという風なところもありますので、たぶん県内各地にもあると思います。それはそれでやっていただければいいので、そういう取組があるということをお互いに知っていただくというのが行政の役割かなと思ってます。もちろん協力してやっていきたいと思いますが、ちょっと高齢者さんになると考え方の違いがあってストレスになってしまう方もいらっしゃると思いますので、その部分をバランスとりながら、自分の思いだけでこうなさいというのを言うような人もいらっしゃるの、そこは今の子育ての仕方とかもわかっていた上で、全県民で見守るような体制をとっていききたいと思えます。

委員

子供の貧困対策の推進・今後の取組のところなんですけど、学校の空き教室や公民館等で子供の居場所をつくるということで、学童にも行けない子供が小学校区内で平日に遊べたりできる場所を希望します。

実際にこの間聞いたのですが、橋本市が、家庭教育支援チームとって地域と学校と行政が連携して、地域の問題やこういう施設が使えるんじゃないかと、地域単位で子育て環境改善のためにチームを作っているとのことでした。実際、橋本市のホームページにも掲載がありました。そういう風に子供にとっても小学校ならいけるんですけど、公民館とな

ると親の送り迎えとかが必要になったという問題もあるので、小学校区内でどうにかそういう子供の居場所が確保できたらなと考えています。

事務局

居場所については、仰るように放課後児童クラブと同じように遊ぶ場所も各小学校区では作っていくという方針で進めることになっております。

委員

障害児施策のところですが、前回の会議でも話が出ましたが、発達に関して診察いただく医師の不足が深刻です。県内でも発達の関係で専門に診ていただける医療機関が大きく3か所というふうに聞いていますが、紀南の方では南紀医療福祉センターで、毎日はいらっしゃらないが南和歌山医療センターに来ていただく先生とあわせながら、診ていただいているが、それでもいっぱいになっていて、初診までに5か月から8か月、長い方だと10か月待ちというのが現状です。また診察が終了していかないので、どんどん増えていく一方で、手帳の更新とか、診断書を書かなければいけないところで、年齢が上がっても終了できないという現実もあります。地域の方では、小さな低年齢のうちから早期に療育につなげていきたいので、健診等で紹介していますが、実際は受け皿が少ない。また、相談していただく場所が、診断以外でも少なく、市町村がそれぞれに臨床心理士の先生に相談しているのですが、そこからつなげていく先が少ないというのが現実的な課題になっています。南紀医療福祉センターの先生も定年を意識して、それを言葉に出されるようになってきて、あと5～6年のうちに次のことを考えていってくださいと地域に投げかけられているので、保健所にも相談して、一生懸命考えてはくれているのですが、児童精神や精神科、小児科で精神を専攻していただくというのがすごく少ない。小児科では医師の充実や育てるといったの文言が入っているので、児童精神、小児科でもいいが、発達を診れる先生をこの先も地域に確保していくことを広域的に考えていただきたい。

事務局

精神医療の体制としては障害福祉課、医師確保については医務課が担当しています。その両課、班とも話はしたのですが、状況は把握していて、児童だけじゃなくて大人の方の精神救急も南の方はいない状況です。平成30年度から精神科医の募集もかけて、各大学にも働きかけてはいるそうなんですけど、なかなか公立病院に来てもらえる先生がいないというのが現状とのこと。ただ状況は把握しているので、危機感を持って取り組んでいただいているところです。計画への記載については、検討させていただきます。

委員

何点か教えていただければと思います。児童虐待の数値目標のところ、家庭総合支援

拠点を整備した市町村数というのがありますが、子育て世代包括支援センターとはまた別のものということですか。

事務局

子ども家庭総合支援拠点というのは、子育て世代包括支援センターとまた別のものになっていまして、市町村は、そもそも地域の子育ての相談はすべて受けるというのが法律で決まってるんですけども、そこを拠点として位置付けて専門職を配置とか、相談室を整備するとか、専門性をもって対応していくように位置付けられているものになります。想定されているのは虐待とか要保護児童の対応をしている要対協などの調整機関、住民課や福祉課が対応されてると思うんですけど、そういったところが相談機能を拡充させていくというイメージになります。国の方も全市町村に設置していくという目標を掲げておりますので、和歌山県としても各市町村さんの方に設置していただきたいということで働きかける予定になっています。

委員

新たに部門をつくるのではなくて、機能としてそういうものをどう作っていくかを確認していかれるということでしょうか。

事務局

機能設置なので、こういう機能をもちましたとか支援拠点ですと名乗っていただくことにはなるのですが、今、新宮市と有田川町と1月から和歌山市が拠点として活動されているということになります、また今後も専門職とかも配置して拠点として名乗っていくっていう風に市町村さんも考えてはくださっているんですけど、いつまでにどの市町村さんがというのは、これからこちらも把握していくという流れになります。

委員

自分もNPOでファミリー・サポート・センターと学童保育を運営していて、それ以外にも親プログラムなんかをやっている中で、近年かなり難しい家庭の相談を自治体から受けることがすごく増えています。ファミリー・サポート・センターでも、限界を超えている事案が自治体から投げかけられる。これはファミリー・サポート・センターの県内の情報交換会をした際にも、他のファミリー・サポート・センターからもよく出てくる声なんです。非常に難しいケースで、ファミサポの機能の中でできることはないのかという自治体との連携の部分ではあるのですが、そういう部分を含めまして、今後は予防も含め虐待等の起きた場合の対応も含め、数と質というところがすごく問われるのではないかと思います。自治体によってそのあたりの機能の仕方がかなり変わっているのではと思うんですけど、前にお聞きしたかも分からないんですけど、虐待あるいは重症度チェックリストと

というようなものを県は各自治体に同じような基準で出してくださっているとか。基準は設置されているのかというのと、そしてこの養育支援訪問実施市町村なんかもかなり多いんですけど、かなり内容的には違いがあるように感じられるんです。それも質と量のところで違いを感じてまして、そういう機能的な部分というのを各自治体も考えていらっしゃると思うんですが、県としてはまずケースワーカーさんの人数をたくさん20人くらい増やしていくという一つの大きな目標があると思うのですが、それに絡めてですけど、例えば児童家庭支援センターは県内1か所ですよ、全国でも県内に1か所というのはかなり少ない県だと思うんです。最低複数の支援センターがあるかと思うのですが、これは今後も同じような形なのか。とにかく南の方というのは、いろいろな支援の、拠点も少ない、人も少ないというところで、非常に困惑している自治体も多いと思います。紀南児相はございますが、新宮の方は一応出張所という形で、今後児童相談所の職員が増えたらそのあたりは拡充されていくのかなと思うのですが、もう1か所くらい児童家庭支援センターが必要なんじゃないかなと、これは私の個人的な意見ですけど、思っています。その下の親支援プログラムの実施というところでは、これは定期的に県の方で実施今もされているところを継続というところで、何か回数であるとか、種類であるとか、というところはどのように検討されてるのかなというのを教えてください。

あと、38ページひとり親家庭特別相談事業というのは、これは新たな事業として計画なさっているのか。ひとり親家庭で本当に課題が多いのでこうした資金面あるいは養育費の問題といった、前のページに書かれています、それ以外にも私たちがファミリー・サポートでこういう相談にのる機会が近年増えておりまして、もう少しその方の親身になった、無料相談の域を超えているようなことが結構あるんですけど、この事業が利用できるのかなと思っただけで、教えていただきたいです。

事務局

子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の市町村職員さんの専門性の向上についてお答えしたいと思います。要保護児童対策地域協議会の調整担当者というのが先ほど市町村の福祉部局などに事務局を置いておられるのですが、その調整担当者は専門職でなければならないと法律上位置付けられてまして、その専門職には国が指定する研修会の受講義務がありまして、平成29年度から県の方でも法定義務研修というのを開催して、市町村の職員さんに受けていただいている状況です。当然人事異動とかで市町村の担当さんも変わられることもありますので、ひとりだけではなくて複数人受講して、常に専門職がいるように受講を必ずするようにと働きかけています。

先ほどご質問のあった子ども家庭総合支援拠点の方は、その要対協の事務局を核にして専門性をもった職員さんの体制を整えましょうというのが狙いですので、国の要綱の方では自治体の規模によって専門職1人置きなさい、2人置きなさいとか、心理士さんを置きなさいとか基準が定められています。専門職は社会福祉士とか保健師とか教員免許を持った

方とか保育士とかという形で、相談員の専門性も定められていますので、そういった方にも先ほどの法定義務研修であったりとか、県が企画する研修への参加を呼び掛けています。

もう一つ、家族再統合というか親支援プログラムのこともご質問いただいていたかと思うのですが、こちらの方は現在も継続して児童相談所で実施していきまして、各児童相談所、和歌山市内にある子ども・女性・障がい者相談センターと紀南児童相談所の方で2種類のプログラムを実施しております。当然その内容の見直しとか拡充とか開催頻度っていうのは、必要な保護者の数とかを見込んでいった中で、回数を検討していくという形になると思います。

委員

その要対協からみの機能を充実するという事で専門職のいろんな法定的な研修があるというお話ですが、家庭児童相談員あたりが担っている部分が多いかと思うんですけど、この研修というのは、やっぱりケースワーカーが主体になってされている研修ですか。

事務局

調整担当者というのはケースをマネジメントする人を想定されていますので、ケースワークができるような内容とか、マネジメントはこんなものですよとか、あとは要対協の会議の運営方法とか多岐にわたっております。

事務局

38ページが一番上のひとり親家庭特別相談事業についてなんですけど、従前から実施している事業で新規ではないです。流れとしましては各振興局で、相談の窓口になっていまして、そちらの方でその方の抱えておられる問題を一緒に整理させていただきます。その上で法律相談がやっぱり必要となりましたら、弁護士の日程をとって振興局の職員も一緒に付いて相談させていただくというようなことになります。法律相談で無料と書いているのですが、そちらの方は1回分ということになります。実際に裁判をして養育費ちゃんとやっていこうとか、親権を裁判で争おうというようなところについての相談までをここでカバーするという事ではないんですけど、もしそういう必要があつて、費用の面とかで心配な方とかがいらっしゃった場合、別の制度でそのための貸付金がありますので、そちらを案内させていただいたり、そういう裁判に強い弁護士先生を紹介させていただいたりはさせていただいているところです。

委員

この窓口はどこになりますか。

事務局

各振興局になります。振興局のひとり親家庭の担当ということになります。

事務局

児童家庭センターについてご質問あったかと思うのですが、こちらについては現在和歌山市に1か所という形になってますので、当然相談機関が不足するような場所への新たな設置というのは引き続き検討はしています。ただ、里親さんの話とか社会的養護の話と含めまして今別の計画も作成しておりますので、そちらの方で内容とかを検討している状況になります。

委員

社会的養護の、里親の取組でお聞きしたいのですが、ひとり親家庭になったら貧困率が5割になるとか言われてますよね。その中で子供をどうしてもみきれなくて、心身ともに弱ってしまって、児童相談所の方と連携して養護施設などに行かれるという流れがあると思うのですが、里親を増やす、委託率を高めると言ってるんですけど、里親を増やしていかないといけないのか、なぜ里親というのが大事なのか、里親に関するチラシとかあまり見たことがない。やはりその辺のことも。もうちょっと啓発していく努力もしていただければと思う。里親活動というのはあまり聞かないということがありますので、実際どれくらい社会的養護を必要としている子供が県内にいて、どういう風な形で移行していくのかということも分かりやすくなればいいかなと思いました。

事務局

現在、社会的養育を必要とする子供は県内で350人から400人ぐらいおりまして、そのうち里親さんのお宅で生活している子供が70～80人ぐらいという形になっています。大半が施設、乳児院とか、児童養護施設で生活している状況なので、この比率を上げていかなければならないと思っています。児童の権利擁護という視点で、まあ当然、子供はお家で過ごすことが大前提で、その次はお家に近い環境でということが求められています。それで、お家に近い形、里親さんということで、子供さんをお預かりして一定期間お家で育てていただくというようところが求められています。

里親さんそもそも知っていただかないと里親になっていただける方が増えないというのが課題にはなってます。そういう啓発に力を入れないといけないであるとか、どうすればいいのかというのも、その今別途検討している計画の方に反映させているというところになります。啓発は力を入れていくということで、今年度も少しずつイベントをやったりとか、テレビとかラジオとかでもお話をさせてもらったりとか、和歌山県に里親会っていうのもありますのでその里親会さんと連携したイベントとかも企画しているということで、少しずつ力を入れていって、来年度もさらにという形には考えています。

議題3 今後について

会 長

次に移らせていただいてよろしいでしょうか。事務局の方から説明をお願いします。

事務局

・資料3「今後について」

に基づき説明

会 長

ただいまの説明について何かご意見などございますでしょうか。(特になし)

その他事務局からございますか。(特になし)

特にないのでその他委員の皆様から何かございませんか。

委 員

国の事業が採択されたという条件で、保育所医療的ケア児を受け入れるにあたり、看護師等の配置する場合に補助というのがあると思いますが、ちょうど入所関係の手続きをしまして、今障害を持っているお子さん以上に医療に問題のあるお子さんというのが非常に多くて、障害者手帳を持ってるお子さんもいるし、手帳持ってないんだけど非常に障害があるというお子さんもいるし、軽いお子さんもいて、ただ、保育士としての手はものすごく必要になる。そしてさらに医療の方はですね、例えば、うちも受け入れたことあるのですが、心臓関係のご病気の子供さんで、普段は別に何ともないのだけれど、「何かあったときは5分以内にAEDしていただいたら大丈夫ですよ」とこう言われるんですよ。お母さんが看護師だったので平気だったと思うのですが、我々からすると5分以内っていても、常にお子さんを監視しなくちゃいけないくらい。だからそのときには一人保育士をつけていました。それぐらいみんなが注意しながらやっていて、たまたま1回事故はあって、それは自宅、実家へ帰られたときだったんですよ。良かったんですけど、いつ園で起こるか分からない。ただこういうお子さんが最近多いんですね。多分障害とかを持っておられるお子さんだったら、多少手がかかったり、気を付けたりというだけですが、命にかかわるような医療的な方って非常に多い。今、和歌山市に対しても言っているのですが、公立あたりで医療保育をする必要があるのではないかな。はっきり言うと保育士じゃ無理なんですね。看護師を数名配置して、何かあったらすぐにでもそういう手当のできる体制の園が必要ではないかな。今、1クラスに4、5人は何とか病、何とか病という子がいるんです。和歌山には子供病院がないですから、大阪とか神戸とかほとんど向こうの方に行かれて、そのままそういう形で来て来んです。市町村には言ってるんですけど、その病院が和歌山だったらその先生に聞いたりとかできるんですけど、入ってからだいたいわかりますか

ら、入ってからそうだっていうお子さんが非常に多いんです。これは是非ですね、一歩だと思うんですけど、これから保育士だけじゃなくて、医療のかかるお子さんもいらっしゃって、どうしてもそれで保育が必要というお父さんお母さんが多いものですから、多分子供さんも安心してお預けしたいと当然思っちゃるんで、障害を持っていらっしゃるお子さんと同じぐらいの手立てをこれからしていかないと、ちょっと間に合わないのかなというぐらいの現状です。だから是非、採択された場合という条件になっていますが、是非お願いしたいし、和歌山県を背負ってもらう未来の子供たちですから、なんとしてもその子供たちの一人の命を助けていただくというのは、市町村はもちろん県もあると思うので。多分それで国も、最近非常に医療にかかる人が多いので、今回看護っていう部分をとってきてるんだと思いますが、看護師一人や二人入れたぐらいではとてもできるような形ではないとも思いますので、是非お願いしたいと思います。

委員

まさにおっしゃる通りだと思ひまして、うちも学童保育をやり始めまして、来年度から巡回で週1回でも看護師さんに来てもらえないのかなと思う状況があります。和歌山市とか岩出市ですと、民間が経営している学童保育もありますので、いろいろな親の選択肢が広がっていくんですけど、南の方に行きますとそういうところがほとんどございませんので、自治体が運営している学童保育に入って、おそらく医療が必要な子供さんがそのまま学校に来て、そのまま学童保育に来られているという状況だと思います。医療的な、具体的に点滴を受けながらというような子供さんまでは今うちでは預かってはいないんですけど、発達課題のある子供たちのケアにつきましても似たような状況があります。朝薬を飲むか飲まないかということでその日の一日の過ごし方が変わり、先日実は逃走してしまっただ。一番私たちが恐れていることなんですけど、追いかければすごい勢いで走り出すので、本当にハラハラしながら、10分くらいで自宅に帰り着いたので、事なきを得ましたけれども。そうしたときに一番困りますのは、この診断なり、投薬なりのタイミングとか薬の量とかを、一体誰がどう管理すればいいのかっていうことがすごく問題で、ダイレクトにドクターに聞くのも難しい、誰が聞くのかということのうちは今考えています。学校と連携はとらしてもらいますが、その場合に看護師の巡回とかがございましたら、その方からドクターに直接聞いていただくということは可能なんじゃないかなと思ひますし、親の方も受け入れやすいんじゃないかなと思ひます。私たちが直接聞くのはなかなか難しいし、同意が必要になりますので。ですからこれは今後すごく必要なことなんじゃないかなと思ひますので、是非お願いしたいと思ひます。

それとすみません、県社会福祉協議会で放課後児童支援員の就職斡旋をしていただけられるのですか？

事務局

議会で予算が通ってからの話になりますが、来年の4月からスタートしたいと思っております。

会 長

他にございませんか。よろしいでしょうか。それでは進行を事務局にお返ししたいと思います、ご協力ありがとうございました。

事務局

会長におかれましては、長時間にわたり議事進行ありがとうございました。また、各委員におかれましては、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。今日の議事録は、要約の上送付いたします。また、県ホームページでも公表していく予定です。

これですべての議事が終了いたしました。以上をもちまして、閉会致します。ありがとうございました。